

特例輸入者等承認・認定の承継の承認申請書（C-9060）

<記載事項>

「輸出入者符号」欄には、外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）25-6の規定に準じて申請者が保有する符号を記載する。

<添付書類等>

申請書には、特例輸入者の承認の承継の承認申請の場合にあつては、関税法基本通達7の13-1に掲げる書類を、特定保税承認者の承認の承継の承認申請の場合にあつては、同通達55-1に掲げる書類を、特定保税運送者の承認の承継の承認申請の場合にあつては、同通達63の8の2-1に掲げる書類を、特定輸出者の承認の承継の承認申請の場合にあつては、同通達67の12-1に掲げる書類を、認定製造者の認定の承継の承認申請の場合にあつては、同通達67の18-1に掲げる書類を、認定通関業者においては、79の6-1に掲げる書類を添付する。

また、申請者（法人である場合にはその役員及び各部門の責任者を含む。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、CSV形式の電磁的記録を電磁的記録媒体（DVD-R/RW、CD-R/RWに限る。）その他適宜の方法により提出するものとする。なお、都道府県警察から、暴力団員等であるか否かを確認するため補充情報が必要であるとの連絡があった場合等において、税関から求めがあったときは、本籍及び住所が記載された戸籍謄本等を提出するものとする。